

高島地域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 議事概要

日 時：令和3年6月17日（木）14：00～15：00

場 所：滋賀県庁 危機管理センター 1階 災害対策室1

開催方法：Web 会議形式

本協議会は、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、高島地域における洪水氾濫ならびに土砂災害による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進することを目的としています。

1. 開 会

会長代理の伊吹流域政策局長から、「滋賀県ではどのような洪水にあっても人命が失われることを避けることを目的として、川の中の対策に加え川の外の対策を総合的に実施していく流域治水の取組を進めてまいりました。国土交通省でも、頻発化、激甚化する自然災害に対応するため、流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う流域治水の取組が始まっており、淀川水系では、淀川流域治水協議会が設置され、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速化させるべく、令和3年3月に淀川水系流域治水プロジェクトが策定、公表されたところです。高島地域においても、水防災意識社会の再構築に向けた取組をこれまで進めてきましたが、本協議会で定めている高島地域の取組方針に基づき、今後も関係機関の皆様が着実に取組を進めていただくようお願いしたい。本日は市・国・県の行政組織に加えて、学識者の方も出席いただいております。皆様と水害・土砂災害についてともに考え、今後の取組に繋げていきたい。」と挨拶がありました。



2. 主な議事

(1) 協議会規約の改正について

事務局説明

協議会規約（改正案）について、変更内容（委員の変更）の説明を行い、改正案のとおり承認されたため、本日（令和3年6月17日）付けで施行しました。

(2) 令和2年度の取組報告

事務局説明

高島地域の取組方針における「主な目標」について確認し、避難情報の発令方法の変更に伴う令和3年度ホットラインの改正等について説明がありました。また、令和2年度に各関係機関が実施した主な取組として、1. 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の実施、2. 土砂災害防止法に基づく抽出・基礎調査、3. 土砂災害リスクの現地表示、4. 防災施設の機能に関する情報提供の充実、5. 水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用、

6. 簡易量水標の設置、7. 国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備、8. 重要水防箇所の共同点検について報告がありました。

質疑応答・意見交換

「令和3年度ホットライン」について

- [アドバイザー] ホットラインの実施方針について、ダム熟练操作開始事前通知は2回という説明があったが、それ以外の通知はないのか。「異常洪水時防災操作」に移行する際などにも通知する必要があるのではないか。
- [事務局] 国土交通省の「避難情報に関するガイドライン」の改定を踏まえ、従前使用していた「異常洪水時防災操作」の名称を「緊急放流」と改めている。あくまで高島土木事務所長から高島市長に直接架電するというホットラインのタイミングとしては、レベル4の情報として操作事前開始通知を3時間前と1時間前で2回実施するということであり、それ以前の段階に発出する情報については、基本的に県の土木防災情報システムにて閲覧ができる状態としている。

「要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施」について

- [アドバイザー] 5月の防災会議で再度見直しを行い、避難確保計画の作成対象施設を130施設としたことや、現在19施設が避難確保計画を作成済みであることが報告されたが、当初から対象施設であった16施設については、避難確保計画の作成が完了しているか。また、目標時期である今年度末までの今後の見通しや苦慮している点があれば伺いたい。
- [委員] まず、19施設の内訳については、当初からの対象施設が5施設で、それ以外は全て新規に位置づけた施設である。今後の見直しについてであるが、基本的には浸水深0.5m以上の施設を対象施設としたが、まずは1.0m以上で1階以上が浸水するであろう施設から順次計画作成を進めていく方針である。文書の発出だけでなく個別訪問を行いながら、また、計画を作成して終わりではないので、訓練の実施等その後の対応も含めて、丁寧に推進していきたい。
- [アドバイザー] ご指摘のとおり、丁寧な対応が必要になると想定される。作成して終わりではないというのは非常に重要な部分であり、継続的なアプローチが必要となる。そういった意味でも、対象の施設が多くなれば、浸水深に応じて、より深刻な施設から段階的に進める方針は非常に良い考えである。もっとも、やはりどこが被災するかわからないということもあるため、浸水する可能性がある施設にはできるだけ広く周知し、施設管理者自身にやる気を起こさせる方法を検討することも重要である。なかなか難しいところであると思うが、ぜひ推進いただきたい。
- [アドバイザー] 避難確保計画作成の対象施設を130に増加した理由について伺いたい。
- [委員] 昨年度の地先の安全度マップの更新等も踏まえ、対象施設の見直しを行った。基本的には浸水深0.5m以上ということで範囲を広げたことによる。
- [アドバイザー] 計画作成に関して、高齢者福祉施設にアンケート調査を実施したが、施設単体では困難であり、地域のサポートが必要であると回答される施設が多い。計画作成の労力、避難時のマンパワーあるいは車両の不足等、施設ごとに個別の事情がある。こうした事情を調査・把握した上で、対応の仕方も柔軟に検討いただければより良いのではないかと考える。

「水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用」について

- [アドバイザー] ハザードマップについては、今年度改定されることであるが、例えば特に想定最大による浸水を掲載するような場合、急に浸水深が変わったという印象をもたれる住民も多い。住民へのフォローアップなど方針を伺いたい。
- [委員] 高島市は2万世帯ほどあるが、まずは印刷物の配布を予定している。ご指摘のとおり、想定最大規模による浸水と計画規模の浸水の差があり、どのように表現していくかは今後の検討課題であるが、できれば両方掲載できればと考えている。計画規模は、いわゆる身近に起こりうる浸水であると考えており、当該規模で早期に浸水するということは、いち早く避難していただかなければならないと考えている。また、最悪の場合にはこのような浸水になるという想定最大規模についても併せて周知し、避難計画等にも反映していく必要があると考えている。
- [アドバイザー] 出前講座など様々な取組を実施されると思う。配布だけになると、例えば、大学周辺の宇治のハザードマップも計画規模であるが、実は300分の1程度の降雨で計算しているようで、マップ上では一帯が浸水するようにとらえられてしまい、「これはどうしようもないな」と思われるだけで終わってしまう。そうしたことを防ぐため、まずは地先の安全度マップで示すような高頻度の降雨で「まずこの辺りから浸水する」ということを確認してもらい、次に計画規模程度の降雨で「ここが破堤すると、この辺りが浸水する」ということを確認してもらい、さらに非常に大きな被害が想定される場合として、想定最大規模による浸水範囲を確認してもらい、そうした工夫をすることで、想定最大規模による浸水の範囲外に避難することが最善であるが、それができなければ次善として、計画規模による浸水の範囲外に避難しようというように避難方法を検討することができる。ハザードマップを周知されるのは、住民がこのような確認・検討を行う良い機会であるので、地元の防災士などの関係者と協力しながら、是非工夫して進めていってほしい。

また、不動産取引にかかる他府県の事例であるが、市が造成した住宅地を分譲販売したが買主に対して事前に浸水リスクについて説明がされていなかったことから訴訟となり、第一審で市が敗訴したということもあった。浸水リスクについては、そうした事例もあるということで、今後念頭に置いていただければ思う。

(3) 取組方針の改定について

事務局説明

高島地域の取組方針（改定案）について、令和3年4月より新たに「防災・減災、国土強靱化5ヵ年加速化対策」が実施されたことに伴う変更の説明を行い、改定案のとおり承認されたため、本日（令和3年6月17日）付けで改定しました。

(4) その他情報提供

「流域治水プロジェクト」について

• 琵琶湖河川事務所より、流域治水プロジェクトの概要および湖西圏域における淀川水系流域治水プロジェクトの実施による対策の概要等について情報提供がありました。

「一部改正された特定都市河川浸水被害対策法のガイドライン」について

• 琵琶湖河川事務所より、一部改正された特定都市河川浸水被害対策法のガイドラインについても、今後具体的な内容について国から地域へ共有される流れとなっている旨補足説明があり

ました。

「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」について

・[アドバイザー] 本協議会で特に議論されている流域治水の観点で、土地の使い方や安全な土地利用への誘導等、関連性の深い内容であると思う。都市計画区域の中で、特に都市が縮小していく状況を考えた際、都市機能を確保するという観点からすると、居住誘導区域や都市機能誘導区域を指定するというのは、そもそも立地適正化計画の中で検討されてきた部分であるが、水害リスクあるいは土砂災害リスク等々が各自治体の中で必ずしも考慮されていないというようなことで、国で方針が決められたと伺っている。おそらく、今後市町でも立地適正化計画等に反映するなど、まちの将来の在り方を検討する参考となるのではないかと考える。できれば来年度からは各圏域での協議会でどのような方針で対処されるかといった情報を共有いただくことを検討願いたい

・[事務局] 承知した。ガイドラインについては、国土交通省から5月に発出され、県から各市町に通知させていただいたところである。今後、必要に応じて協議会等でも共有させていただく。

「顕著な大雨に関する情報」について

・彦根地方気象台より、気象庁として「顕著な大雨に関する情報」の提供が制度としてスタートしたこと、現状では技術的に線状降水帯が発生してからの通知となるが、その前段階でも様々な情報を活用し適切な対応を心がけてほしい旨情報提供がありました。

「避難情報の変更」について

・[アドバイザー] 先ほどの説明にもあったように、災害対策基本法の改正に伴い、今年度から避難勧告が廃止され、避難指示に一本化された。従来の避難勧告のタイミングで避難指示が発令されると伺っている。避難勧告だけではなかなか避難が行われにくいというのはよく指摘される所であり、昨年までの過去3年間の大きな水害に関するアンケート調査等でも、やはり避難勧告ではなかなか避難せず、避難指示が発令されると避難する方が顕著になるという結果となっている。この結果がある意味、「最後通達」が出たら避難すると考えている人であれば、今回の改正は良い方向に働く可能性もあるが、一方で避難指示が発令された際の周囲の状況と照らし合わせてみた際に、「まだまだ大丈夫じゃないか」と思われるような状況で、最後通達のような情報が発令され、更新されることがないという形になるため、逃げ遅れが発生する可能性もあるのではないかと危惧している。今年度からの運用であるため、やってみないと分からない部分も多分にあるかと思われるが、少なくとも、出水する可能性がある際は、情報の出方が変わっていることを地域の皆さんにお知らせいただくことが重要かと思っている。当然、変更の旨は広報されていることと思うが、地域の皆さんも出水期前に言われた話だとなかなか思い出せないこともあるかと思う。避難勧告がなくなり避難指示が発令されるようになったということを、情報が発令されてから初めて知る人もいるのではないかと思われ、そうなる取るべき行動が遅れる可能性もある。ぜひ運用が変わったこと自体の周知徹底をお願いするとともに、できるだけ避難遅れのない運用に努めていただければ幸いである。

・[委員] 行政としても様々な手段を通じて周知徹底に努めていきたい。

以上